

※検討・審査中であり、今後変更が生じ得る。

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の 一部を改正する法律案（仮称）のイメージ

令和 5 年 11 月 30 日
内閣府大臣官房公益法人行政担当室

*括弧内の条文番号は現行法のもの。

1. 公益目的事業の収入、遊休財産額の保有制限、公益法人の計算等に関する規定の見直し

- 公益法人は、公益目的事業を行うに当たっては、当該事業に係る収入をその実施に要する適正な費用（当該事業を充実させるために将来において必要となる資金として内閣府令で定める方法により積み立てる資金を含む。）に充てることにより、内閣府令で定める期間において、その収支の均衡が図られるようにしなければならないものとする（第 14 条、第 5 条第 6 号改正）。
- 遊休財産額の名称を用途不特定財産額（仮称）と改めるとともに、その保有に係る上限額の算定について、公益法人が当該事業年度以前の事業年度において行った公益目的事業の実施に要した費用の額を基礎とすることとする。
併せて、用途不特定財産額の算定対象から、災害等の事由が発生した場合においても公益目的事業を継続的に行うため保有する必要があるものとして内閣府令で定める要件に該当する公益目的事業財産の合計額を除外することとし、当該財産を保有する場合には、保有する理由等を公表しなければならないこととする。（第 16 条、第 5 条第 9 号改正）。
- 公益法人は、公益目的事業に係る経理、収益事業等に係る経理及び法人の運営に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならないものとする。ただし、収益事業等を行わない法人であって内閣府令で定めるものについてはこの限りでないこととし、当該法人は内閣府令で定める法人運営に必要な財産以外の財産を公益目的事業のために使用し、又は処分しなければならないものとする（第 19 条改正）。
また、公益目的事業財産及び公益目的取得財産残額の定義について明確化する観点から規定の整理を行うこととする（第 18 条、第 30 条第 2 項改正）。

2. 公益認定の基準、欠格事由、変更の認定の対象の見直し

- 公益認定の基準として以下の事項を定めることとする（第5条）。
 - ①理事及び監事が特別利害関係を有しないものであること（新設）。
 - ②理事及び監事の各一人以上は、法人外部の人材であること（理事については、収益等の額が政令で定める基準に達しない場合を除く。）（新設）。
- 認定取消し後5年間は再認定を受けることができないとする欠格事由について、自らの申請に基づく認定取消しの場合を除外する（第6条改正）。
- 収益事業等の内容の変更については行政庁の認定を要しないものとし、当該変更をした場合には行政庁に届け出るものとする（第11条、第13条改正）。

3. 透明性の向上等

- 公益法人は、事業報告に、各事業年度における公益目的事業の実施状況、公益法人の運営体制その他の公益法人の適正な運営を確保するために必要なものとして内閣府令で定める事項を記載しなければならないこととする（新設）。
- 公益法人から提出された財産目録等（役員等名簿又は社員名簿に記載された事項中個人の住所に係る記載の部分を除く。）について行政庁において公表することとする（第22条第2項改正）。
- 公益法人は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他のその運営における透明性の向上を図るよう努めなければならないこととする。また、国は、公益法人の取組を促進するため、必要な情報の収集及び提供その他の支援を行うこととする（新設）。

【公益信託法改正に伴う措置】（公益信託法の附則で改正予定）

- 公益認定等委員会の権限として、公益信託に関する事項を追加する（第32条改正）。
- 公益認定取消し時の公益目的取得財産残額の贈与先及び清算時の残余財産の帰属先に、公益信託を追加する（第5条第17号・第18号、第30条第1項改正）。